

防整技第 7 1 8 0 号
2 8 . 3 . 3 1
一部改正 防整技第 1 4 8 5 8 号
令和 6 年 6 月 2 6 日

大 臣 官 房 長
地 方 協 力 局 長
施 設 等 機 関 の 長
各 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
各 地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

整 備 計 画 局 長
(公 印 省 略)

標準図等活用発注要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成 2 8 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

標準図等活用発注要領

（目的）

第1 この要領は、標準図等を活用して建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31）第2第1号に規定する建設工事をいう。以下に同じ。）を発注するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（通則）

第2 標準図等を活用する建設工事の発注に当たっては、工事条件を的確に把握し、設計図書、建設工事請負契約書及びこの要領に基づき適正に行うものとする。

（区分）

第3 標準図等を活用する工事発注方式の区分は次による。

1 A方式

標準図又は類似施設の図面を活用し、建設工事を発注した後に、施工に必要な調査を行い、詳細図及び数量調書（以下「詳細図等」という。）を受注者に作成させ、後日精算する方式。

2 B－1方式

既存施設の図面を活用し、建設工事を発注した後に、施工に必要な数量調書を受注者に作成させ、後日精算する方式。

3 B－2方式

別途発注の設計業務による成果品を分割等編集した設計図により、建設工事を発注した後に、施工に必要な数量調書を受注者に作成させ、後日精算する方式。

4 B－3方式

別途発注の設計業務が完了する前に建設工事を発注する場合で、建設工事を発注した後に、別途発注の設計業務の成果品を基に受注者と協議し、後日精算する方式。

（工事の着手及び工期）

第4 工事目的物の直接的な着手は、調査の成果及び詳細図等の承認を得て、建設工事請負契約書第20条による設計図書の変更を行った後とする。

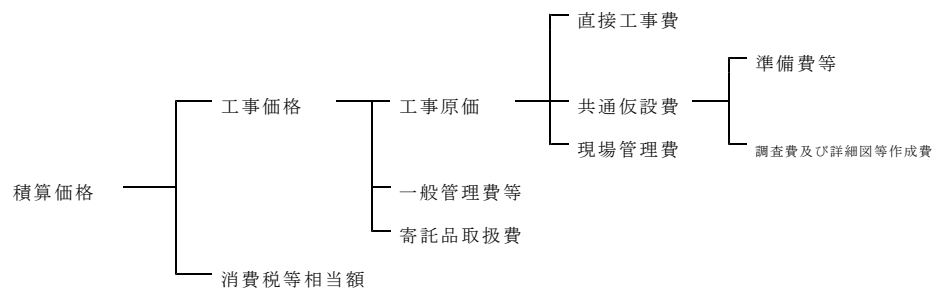
なお、工期については、調査及び詳細図等の作成に要する期間を含めて設定するものとする。

（調査及び詳細図等）

第5 標準図等を活用して建設工事を発注する場合には、特記仕様書に必要事項を明記し、必要な調査費及び詳細図等作成費を積算価格に計上するものとする。

（積算価格の構成）

第6 積算価格の構成は次のとおりとする。



（調査費及び詳細図等作成費の算定）

第7 調査費及び詳細図等作成費の算定については、整備計画局施設整備官（以下「施設整備官」という。）の定めるところによる。

（設計変更）

第8 計画変更に伴う設計変更を行う場合は、本要領に準じて、実情勘案の上、実施することができる。

（特例）

第9 標準図等を活用する建設工事の発注に当たり、この要領によりがたい場合には整備計画局長と協議するものとする。

（細則）

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は施設整備官が定めるものとする。